

1. 組織名

一般社団法人日本映像ソフト協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

当協会は、ビデオソフトを制作、複製、頒布する事業者を正会員とする団体であり、TPP交渉の対象となる項目のうち知的財産(特に著作権)に関する項目に関心を有するものです。

本年6月17日に開催された説明会配布資料28頁では、TPP交渉で取り上げられている著作権に関わる課題として(1)著作権保護期間、(2)民事救済における法定損害賠償、(3)著作権侵害に対する職権による刑事手続、(4)インターネット・サービス・プロバイダの責任制限、の4項目が掲げられていますが、その具体的内容や方向性は詳らかにされていません。

上記4項目中、法定損害賠償制度については、米国では米国連邦議会図書館著作権局への登録を要件としています(米国著作権法412条)が、TPP交渉でどのような提案がなされているのか、また、インターネット・サービス・プロバイダの責任制限については、どのような要件でどの程度の責任制限が考えられているのか等、より詳細な情報が必要だと思われます。

したがいまして、交渉状況の詳細が判明した時点で、逐次、速やかなご説明と意見提出の機会を設けていただくよう要望いたします。

以上

3. 提出意見②

該当する交渉分野

意見